

令和 6 年度 第 3 回矢掛町地域公共交通会議 議事録

と き 令和 7 年 2 月 3 日 (月)

14 : 00 ~ 15 : 30

ところ 矢掛町役場 3 階 大会議室

1. 開会

- ・出席者 委員 18 名
- ・欠席者 委員 5 名

2. 町長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 報告

(1) 買い物バスの利用実績について

- ・事務局より資料 1 を用いて説明

(会長) ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

(会長) 1 便は平均乗車人数が 5.1 人でそこそこ利用いただいていると思うが、2 便については 2.7 人と少なく、令和 5 年度と比較しても減少している。2 便の利用者が減少した原因として考えられることはあるか。

(事務局) 令和 5 年度は 3 便運行しており、2 便は 1 便で利用した人が帰ってくるための利用、そして 2 便で行き、3 便で帰るという利用が混在するため、一番多く利用されていた。令和 6 年度は 2 便で運行しており、基本的に 1 便で利用した人が帰ってくる利用のみとなっている。買い物の時間は 1 時間や 1 時間半では足りないという方や、荷物が重たいため帰りはタクシーを利用するという方が一定数いることから、1 便よりも 2 便の方が少ない利用になっていると考えられる。

(会長) その他、質問や意見はあるか。

(委員) 買い物バスは実証実験として運行が始まり、半年延長した。実績報告だけでなく何らかの総括があってもいいのではないか。

(事務局) 資料 2 や資料 3 の説明と連動してくるため、説明を割愛させていただいた部分がある。買い物バスは、一定の需要がある中で令和 6 年度に再度実施したが、利用者数があまり伸びないこと、井笠バスと同じルートで運行していることなどを踏まえ、10 月以降は路線バスの利用促進を実施した。また、定額タクシー制度も 10 月から開始となった。買い物バスに代わる手段として、路線バス利用促進事業と定額タクシー制度を実施するにあたり、9 月をもって終了とした。

(委員) 運行を終了させるのは当初の予定通りのため構わない。ただ、町内でもともと便利な地域の方が買い物バスでさらに便利になるだけだという意見があり、その意見に対する何らかの答えを出してはどうか。

(副会長) もともと便利な地域の方がさらに便利になるというのは、発着点や起点の場所

がどこになるかが関係すると思う。説明の中で触れていなかったが、最近、移動販売が増えており、セブンイレブンが老人福祉センターの前や病院の中に来たりしている。もともと便利な地域の方はA コープやかげ店が閉店したことで、どこに買い物へ行ったらいいか非常に困っていた。移動販売は中心部だけでなく各地域へ移動するため、買い物バス開始前と地域の状況が変わってきている。

(委員) そうしたことで新しい芽が出始めたという説明は非常にありがたい。芽が出たのであれば、それなりに意義があったと解釈させていただく。

(会長) その他、質問や意見はあるか。
(意見なし)

(2) 路線バス利用促進事業について

・事務局より資料 2 を用いて説明

(会長) ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

(委員) 路線バスの割引券を導入したことで実際に路線バスの輸送人員が増えたなど、乗務員の反応や数字がわかれば教えていただきたい。

(委員) 北振バスの月別の利用実績は、前年と比較して増えてはいない。ただ、以前から利用していた人は2名程度であり、割引券は3か月で22枚ということで結構利用はあると思う。

(委員) 井笠バスは3か月で108枚であり、10月については54枚と多くなっている。あまりバスを利用していない人から利用していたという話を聞いているが、利用者数が前年から大幅に増えているということはない。

(会長) バスの乗り方教室はぜひ取り組んでいただきたい。特に小さい子どもがバスの乗り方がわかると家に帰ってバスに乗った話をするなど、家族でバスに乗る機会も出てくると思う。他の自治体では、高齢者向けのバスの乗り方教室を開催するところもあるが、そのあたりは検討していないのか。

(事務局) 現時点では高齢者向けのバスの乗り方教室は検討していないが、現在実施している「まちづくり出前講座」の中で公共交通についての講座がある。今年度は定額タクシー制度について質問をいただくことが多く、いきいきサロンなどに呼んでいただければ、バスの乗り方や各種制度を説明するなど、対応できる部分是对応していきたい。

(会長) その他、質問や意見はあるか。
(意見なし)

(3) 定額タクシー実証実験について

・事務局より資料 3 を用いて説明

(会長) ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

(委員) 登録者の90%が65歳以上ということだが、65歳未満の方はどういった方が利

- 用または登録されているのか。
- (事務局) 65歳未満の方は、お父様やお母様と同居されている方がとりあえず登録する場合や、妊婦の方、障害者手帳をお持ちの方が登録されている。また、人数は少ないが町職員も登録している。
- (委員) いきいきサロンの担当部署として、いきいきサロンに職員が訪問した際の声の紹介をさせていただく。「食事に行く際などに利用できる」、「今までは誰が車を出すのか悩みがあったが、その悩みが解消された」など非常に便利だということを聞いている。よく定額タクシー制度について聞かれるため、職員も勉強して登録方法などのアドバイスをしたり、町の担当者も矢掛地区の社会福祉協議会での会議で説明をしたりしていた。利用方法の動画やケーブルテレビでの放送など、周知の方法が効果的であったようである。
定額タクシー制度の予約に対応できた回数、または対応できなかった回数がわかれば教えていただきたい。
- (委員) 回数のカウントはしていないが、午前中の病院が混む時間帯は予約時間を変更していただくこともあった。乗務員の増員や車両を増車しているが、車両はまだ余裕がある。
- (委員) 通常のタクシー営業には影響がなかったということか。
- (委員) 定額タクシー制度を利用する方は、今まで通常のタクシーを利用していた方が多く、人数的に大きな変化はない。時間帯として8時半や9時などは予約が多く時間を変更していただくこともあるが、1日に何人も変更してもらうことはない。病院の時間を聞いたりして空いた時間に配車している。
- (委員) 定額タクシー制度を複数人で利用された方や単独で利用された方は、どの程度いるのか。
- (委員) 複数人での利用は、受付担当者も案内はしているがほとんどない。
- (会長) 1乗車あたり800円と書いてあるが、これは1人で乗っても2人で乗っても800円なのか。
- (事務局) 1乗車800円というのは、1人で乗っても2人で乗っても800円であり、2人で乗れば1人当たりの運賃は安くなる。
- (会長) 相乗りをした方がより安くなるため、2人で乗ると1人400円で乗れますというアピールをすることで、複数人での利用が増えると思う。
- (事務局) ご夫婦で乗られたら2人で800円だと説明はしているが、あまりそうした問合せがないこともあり、周知に時間がかかると思う。この制度を開始した当初、そもそもマイナンバーカードを使用することについてご理解いただくことが難しいこともあった。来年度以降、制度がだんだん浸透していく中で複数人での利用についてもアプローチしていきたいと考えている。
- (会長) 買い物バスは中心部に住む方ばかりが便利になっているという話があったが、逆に定額タクシー制度は中心部から離れた地域に住む方が便利になるものであり、みんなが外出できるようになることが重要だと思う。特に「今までは誰が車を出すのか悩みがあったが、その悩みが解消された」という意見があったのはとても良いことである。外出機会が増えることは大事なことであるため、今

後さらに展開していく中で、いきいきサロンにも多くの人が参加し、外出を促進するような形で進めていけると良いと思う。

その他、質問や意見はあるか。

(委員) 我々もこの定額タクシー制度に期待しており、運賃よりも利便性の向上を求める声が上がっている。具体的に言うと、利用できる時間帯が限られること、事前に予約する必要があることが問題だと思う。この2点については利用者の声を汲み上げた形で答えを出していただきたい。今後の高齢者にとって非常に大切な制度であり、前向きに進めていただきたい。

(委員) 事前予約については、予約があればその時間にタクシーがお迎えに上がることができる。

(委員) 予約をしていなくても車両が空いていればタクシーが来てくれるのか。

(委員) 車両が空いていれば問題ない。電話してから10分以上待たせることがないようにしている。予約があればその時間にお迎えに上がれるため、事前予約を推奨している。

(委員) 利用者からすると事前予約はトラブル防止のためだと思っている。実際問題として、事前にきちんと予約をして利用できる人は限られている。多くの人は利用したいが急に連絡をしても制度を利用できないという感覚がある。

(委員) 利用者を待たせることが気兼ねであり、事前予約をお願いしている。

(事務局) 現在、ふれ愛バスの利用者が一気に3割以上減少している。この状況について問題点を整理する中で、運転免許返納者がふれ愛バスを利用しないこと、ドアツードアでないため不便さもあることから、定額タクシー制度を開始した。ふれ愛バスに代わるものとして、定額タクシー制度はどこから乗っても町民であれば同じ利用方法で利用することができ、一定の評価をいただいている。しかし、配車の関係もあり事前予約というルールを設けている。確かに全ての人を救済できれば良いが、そうはいかない。明日外出するとわかっているものは、事前に予約をしていただく形としている。実証実験のため、様々な検証をして新たな展開があると思うが、ご理解いただきたい。

(会長) その他、質問や意見はあるか。

(意見なし)

(4) 地域福祉バスについて

・事務局より資料4を用いて説明

(会長) ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

(委員) 8月の利用が非常に少なくなっているのは何か理由があるか。

(事務局) 夏季の利用者数が減少しているのは気温が高かったことが理由として考えられる。また、健康寿命が伸び、高齢になっても運転免許証を持っている方が多いことや、自動車に安全システムがついたりすることで自動車を手放す方が減っていることも原因として考えられ、今後もこのような状況が続いていくと思う。

(会長) その他、質問や意見はあるか。

(意見なし)

町の公共交通をどうしていくかチャレンジしている段階であり、様々な動きが見えてくるのは当然だと思う。もちろん予約なしでいつでもタクシーで移動できるようになれば便利だが、町の財政負担が軽減されるとは限らないため、矢掛町にとってのベストアンサーをどう求めていくのかが、この会議のミッションになると思う。

(5) 福祉タクシー助成事業の利用実績と来年度以降の運用について

・事務局より資料 5 を用いて説明

(会長) 子育て世帯で 6 月と 9 月の利用が多いのは、雨が降るからか。

(事務局) 雨が降るから利用する方や部活で利用する方が多い。

(会長) その他、質問や意見はあるか。

(委員) 高齢者の対象年齢を 65 歳に引き下げ、助成金額を半額にした目的は何か。

(事務局) 65 歳以上で下肢不自由な方は現在 15 人である。障害者手帳を持っていないが足が悪いため申請される方は、審査会で諮り 600 円券を 4 枚お渡ししている。令和 5 年度から 75 歳以上の運転免許証を持っていない方を加えたことにより対象者が 600 人程度になっている。この方々がより高齢になった時に足が悪いということでそれぞれ申請された場合、審査会を頻繁に開く必要があり、実際に職員が現地へ行って状況を確認するなど手間がかかる。制度の簡素化も図りながら進めていくため一本化させていただき、その代わり年齢を 65 歳に引き下げて対象を拡大している。

(事務局) 定額タクシー制度は誰でも使える公共交通の一つであり、障害・高齢・子育てについては、交通弱者に対する制度として一本化させていただく。高齢の部は 65 歳以上で運転免許証を持たない方という形で一本化したため、課税区分は撤廃したということでご理解いただきたい。

(委員) 予算の制約もありどうにもならないということか。住民税の非課税者が対象者のうち何人いて、その方々がどれだけ使うと予算上の問題が起きるのかなど、そのあたりを精査した上での結論なのか。こういう制約を増やしていくのはいかがなものかと思う。

(事務局) 65 歳以上で運転免許証を持っていない方で一本化し、課税者も非課税者もポイントを付与するという考えである。

(委員) ふれ愛バスの利便性が下がるのは困るという話をしたが、あくまでも町全体で利便性が向上するのであれば、ふれ愛バスは廃止しても仕方がない。ただ、一方は事業を継続するためもう一方は制約を増やす、あるいは助成金額を減らすという考えを見直してもらいたい。

(会長) 様々な制度があり、65 歳以上で運転免許証も持たない方は、福祉タクシーや路線バス、定額タクシー制度も使えるということであまり使い分けていただくことができると思う。ただ、どれを使えばいいのかわかりにくい状況にあるため、対象者や内容を少し整理できると良い。予算的なことや利用者数が想

定しづらいことから現在の金額設定になっていると思う。うまく色々な制度を使っていただくと高齢者にとっても移動しやすい町になり、この町の誇りにもなっていくと思う。

(委員) 各事業でそれぞれ担当課が違う。この制度をどこの課でどう尋ねたらいいのかわからないため、町民にわかりやすく伝えていくことが重要だと思う。いきいきサロンでは定額タクシー制度について詳しく説明していただき、何回も質問される方もいた。それくらい使いたいけど利用方法がわからないという方もおり、詳しい人に直接聞きたいという思いがある。良い制度を有効に使える状況にさせていただくのが一番良い。

定額タクシー制度の利用者をどの程度まで広げていきたいのか。目標としているところはあると思うため、広報が重要になってくると思う。

(事務局) それぞれの職員が各事業について一連の説明ができるようになっておかないといけない。定額タクシー制度については、現在、町民課の前に特設ブースを設置している。そこでは企画課やこどもみらい課、福祉介護課の職員が1週間ごとに交代で受付を行っている。その時には、ブースに置いてある交通施策のパンフレットの説明も併せて行っている。実際に申請する場合は、例えば福祉介護課の窓口にお連れして、福祉タクシー助成事業を申請するということも数件あった。来年度以降も、企画課だけで定額タクシー制度を実施する、福祉介護課の方だけでふれ愛バスを運行するというのではなく、少なくともパンフレットに書いてあることは職員がお答えし、詳細については担当課にお繋ぎするという責務がある。

定額タクシー制度をどの程度広げていくかについては正直未知数であり、現在の登録者数300人が多いのかも判断ができない状況である。福祉タクシー助成事業をポイント付与に変えるという説明をしたが、これはマイナンバーカードに一本化するという意味であり、今は福祉タクシー助成券を持っているため定額タクシー制度は不要という方もいる。この3月から福祉タクシー助成事業の申請に来られる方は、自動的に定額タクシー制度も登録されるという簡単な申請方法を考えている。現在、定額タクシー制度を申請せずに福祉タクシー助成券だけ持っている方も今後申請されると想定しており、少なくとも800人程度まで伸びると考えている。

(会長) その他、質問や意見はあるか。

(意見なし)

(6) 令和7年度の交通施策について

・事務局より資料6を用いて説明

(会長) ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

(意見なし)

5. その他

- ・井原鉄道 楨尾委員より「鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請」について説明

(会長) その他、事務局から何かあるか。

(事務局) 来年度も6月には書面または対面形式での会議を開催するため、また案内させていただく。

6. 閉会

以上